

都政第543号
令和7年1月7日

本庁各課長
各現地機関の長 } 様

都市政策課長

岐阜県屋外広告物条例の一部改正について

このことについて、下記のとおり岐阜県屋外広告物条例の一部改正を下記のとおり行いましたので、通知します。

貴所属において、岐阜県屋外広告物条例の摘要を受ける屋外広告物を所有している場合、適切に対応していただく必要がありますので、申し添えます。

また、貴所属に関連する団体のうち、屋外広告物を掲出している団体（岐阜商工会議所及び岐阜県商工会連合会を除く。）については、貴職から周知をお願いいたします。

なお、同条例施行規則の一部改正については、公布後別途通知します。

記

1 改正内容

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行うもの。（資料1）

<改正の概要>資料1より

(1) 国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正

①管理義務の厳格化

ア 管理義務の規定（新条例第14条の2第1項）

イ 管理義務のある者の追加（新条例第14条の2第1項）。

②点検義務の明文化

ア 点検義務の規定（新条例第14条3第1項）

イ 点検報告書の提出の規定（新条例第14条の3第2項）

ウ 点検者の資格要件の強化（新条例第14条第1項）

③除却義務の強化

ア 除却義務の対象者の拡大（新条例第15条第1項）

(2) 所要の規定の改正

○公示の方法のデジタル化 等

2 施行期日

- ・点検者の資格規定を除く規定：令和8年1月1日（1（1）①③及び（2））
- ・点検者の資格に係る規定：令和9年4月1日（1（1）②）

3 添付資料

- ・資料1 岐阜県屋外広告物条例の一部改正の概要
- ・資料2 岐阜県屋外広告物条例（新）
- ・資料3 岐阜県屋外広告物条例新旧対照表
- ・資料4 その他参考資料

4 関係団体等への通知について

下記団体等へは、別添写しのとおり通知済みです。（資料5）

① 県内市町村

② 屋外広告業関係

- ・岐阜県広告美術業協同組合
- ・岐阜県屋外広告士会
- ・岐阜県屋外広告業登録業者
- ・岐阜県屋外広告物講習会修了者

③ 商工関係団体

- ・岐阜商工会議所
- ・岐阜県商工会連合

5 貴所属において必要な対応

(1) 対象となる屋外広告物

貴所属が管理する屋外広告物（例：建物名を表示する看板、啓発用の看板等で、他法令により管理されるものを除く屋外広告物）

(2) 必要な対応

屋外広告物の管理が、努力義務から義務の規定へ改正されたため、これまで同様、落下事故等が起こらないよう、日常点検や有資格者による点検等の実施をお願いします。

有資格者の点検を行う場合には、貴所属により必要な予算措置や確保をお願いします。（都市政策課では対応しません。）

(3) 留意事項

屋外広告物を掲出する場合には、県屋外広告物条例及び施行規則（下記7市においては、それぞれで制定する屋外広告物条例等）の規定を遵守いただきますようお願いします。

6 その他

岐阜県屋外広告物ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

国土交通省屋外広告物ホームページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000023.html

担当所属	都市建築部都市政策課地域計画係		
担当係長	小林	担当	松倉
電話番号	058-272-1111（内4720）		
FAX	058-278-2764		
電子メール	c11654@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		